



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 スパークス・グループ株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 阿 部 修 平
(JASDAQ コード番号：8739)
問い合わせ先 執行役員 深 見 正 敏
電 話 番 号 0 3 - 5 4 3 7 - 9 7 0 0

新株予約権方式によるストック・オプション付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、ストック・オプションの目的で新株予約権を無償発行することにつき、下記のとおり平成 19 年 6 月 21 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。以下議案を引用いたします。

記

議案：「新株予約権方式によるストック・オプション付与に関する件」

会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）および従業員、並びに、当社子会社および関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役および従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第 361 条第 1 項第 3 号の報酬等に該当いたします。本議案は、平成 16 年 6 月 22 日開催の第 15 回定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額（年額 6 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。））とは別枠にて、「取締役 5 名選任の件」に関する議案が原案通り可決された場合の取締役に対し、報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの取締役、従業員及び当社グループの資産運用業務に関連して当社グループとの間で委任、請負等の継続的な契約関係を有する者の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、ストック・オプションの目的で当社グループの取締役、従業員および当社グループの資産運用業務に関連して当社グループとの間で委任、請負等の継続的な契約関係を有する者に対して、以下の要領に定める新株予約権を無償で発行することを当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

一つは、新株予約権の発行時点における「新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額」を、時価を基準として決定するもの（以下、「ストック・オプションAプラン」といいます。）であります。

他の一つは、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を時価を下回る金額（1株当たり1円）とするもの（以下、「ストック・オプションBプラン」といいます。）であります。当社グループの取締役、従業員については、実績賞与の一部として当該新株予約権を付与することにより現金による支払を抑制することを可能とし、また付与後一定の権利行使制限期間を設定することにより報酬の延払い的な取扱いを可能とするものであります。また、当社グループとの間で継続的な契約関係を有する者には係る付与による業績向上へのインセンティブを高めることを目的とするものであります。経済的には、米国におけるストック・インセンティブ・

プランの一種である譲渡制限付株式の付与とほぼ同様の効果をもたらすことができます。

2. ストック・オプションAプランにかかる新株予約権発行の要領

(1) 募集新株予約権の数の上限

1,000 個を上限とします。

(2) 募集新株予約権の内容

(i) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,000 株を上限とし新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とします。ただし本項に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数について同様の調整を行います。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使及び新株引受権の行使による場合を除きます。）を行うときは、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、「調整後行使価額」につきましては、(ii)をご参照ください。

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が、株式または新株予約権の無償割当てを行う場合、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該株式数は適切に調整されるものとします。

(ii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使の目的となる株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。）における株式会社ジャスダック証券取引所の当社普通株式の終値の平均値、または発行日における株式会社ジャスダック証券取引所の当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とします。）のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げます。

新株予約権を発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除きます。）を行うときは、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が、株式または新株予約権の無償割当てを行う場合、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該行使価額は適切に調整されるものとします。

(iii) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成28年6月30日までの範囲内で、当社取締役会の決議によって決定します。

(iv) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを必要とします。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任した場合、定年により退職した場合または当社に特別の貢献があったと認められる場合等には、退職後等も新株予約権を行使できる場合があります。
- ② その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによります。

(v) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(vi) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を必要とします。

(vii) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- ① 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約または当社が株式移転完全子会社である株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができます。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったことにより、新株予約権を行使できなかつた場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権について無償で取得することができます。

(viii) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合
上記各号の規定に従い、新株予約権の目的である株式の数の調整等を行った結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

(ix) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は、新株予約権者から請求があるときに限り発行します。新株予約権者は、発行された新株予約権証券について、記名式のもの無記名式とし、または無記名式のもの記名式とする旨、当社に対して請求することができません。

(3) 募集新株予約権と引換えに行う払込み

無償で割り当てるため、新株予約権と引換えに行う払込みを要しません。

3. スtock・オプションBプランにかかる新株予約権発行の要領

(1) 募集新株予約権の数の上限

4,000 個を上限とします。

(2) 募集新株予約権の内容

(i) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 4,000 株を上限とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とします。ただし本項に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数について同様の調整を行います。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除きます。）を行うときは、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、「調整後行使価額」につきましては、(ii)をご参照ください。

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が、株式または新株予約権の無償割当てを行う場合、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該株式数は適切に調整されるものとします。

(ii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使の目的となる株式 1 株当たりの払込金額は、1 円とします。

(iii) 新株予約権を行使することができる期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの範囲内で、当社取締役会の決議によって決定します。

(iv)～(ix)ストック・オプションAプランと同じです。

(3) 募集新株予約権と引換えに行う払込み

無償で割り当てるため、新株予約権と引換えに行う払込みを要しません。

以 上